第四十条第一項第十号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため資金移動業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第六十三条の五第一項第十号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため仮想通貨交換業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第六十六条第二項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第九十九条第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第五節　消費者庁関係

（独立行政法人国民生活センター法の一部改正）

第四十条　独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第二号とする。

第三章　総務省関係

（地方自治法の一部改正）

第四十一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の二十八第二項中「又は」を「、又は」に改め、同条第三項第一号を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「処せられた者であつて」を「処せられ」に、「もの」を「者」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「者で」を「者で、」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の項及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の項中「第七条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項」を「第七条第四項及び第八項前段、同条第十項及び第十一項」に、「第七条第六項」を「第七条第五項」に、「第七条第九項後段」を「第七条第八項後段」に改め、同表薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）の項中「第八条第六項及び第十項前段、同条第十二項及び第十三項」を「第八条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項」に、「第八条第七項」を「第八条第六項」に、「第八条第十項後段」を「第八条第九項後段」に改める。

（郵便法の一部改正）

第四十二条　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第六十二条中「、会社の使用人でなくなつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　会社の使用人でなくなつた場合

二　心身の故障により認証事務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるものに該当すると認められる場合

（地方税法の一部改正）

第四十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四百七条第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に、「処せられた者であつて」を「処せられ、」に、「終わつてから」を「終わり」に、「、二年」を「二年」に改め、同条に次の一号を加える。

五　心身の故障により固定資産評価員の職務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるもの

（地方公務員法の一部改正）

第四十四条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「第十六条第二号、第三号若しくは第五号の一」を「第十六条第一号、第二号若しくは第四号のいずれか」に、「犯し」を「犯し、」に改め、同条第五項中「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第七項中「外、」を「ほか、」に改め、同条第八項中「第十六条第二号、第四号又は第五号の一」を「第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれか」に改め、同条第十項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第十二項中「規定は、」を「規定は」に、「に、」を「について、」に、「に準用する」を「について、それぞれ準用する」に改める。

第十三条の見出しを「（平等取扱いの原則）」に改め、同条中「すべて」を「全て」に、「第十六条第五号に規定する」を「第十六条第四号に該当する」に、「外、」を「ほか、」に、「差別されては」を「、差別されては」に改める。

第十六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「犯し」を「犯し、」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第二十八条第二項中「左の各号の一に該当する場合においては」を「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは」に、「反して」を「反して、」に改め、同条第三項中「定が」を「定めが」に、「外、」を「ほか、」に改め、同条第四項中「第三号」を「第二号」に、「一に」を「いずれかに」に、「定が」を「定めが」に、「外、」を「ほか、」に改める。

（行政書士法の一部改正）

第四十五条　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二号を削り、同条第三号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に、「処せられた者で」を「処せられ」に、「もの」を「者」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「経過しない者」を「経過しないもの」に改め、同号を同条第七号とする。

第七条第一項第一号中「第五号」を「第四号」に、「第七号」を「第六号」に、「第八号」を「第七号」に改め、同条第三項中「抹消に」を「抹消について」に改める。